

平成二十五年六月二十四日提出  
質問第一三二二号

検察の信頼回復に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

## 検察の信頼回復に関する質問主意書

一 過去の質問主意書、委員会において「検察当局において、法と証拠に基づいて、適切に処理したものと考えている。」、「検察当局が、法と証拠に基づいて適切に判断したものと承知している。」、「検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に対処しているものと承知している。」等の答弁が数多く見受けられるが、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に対処しているのか確認を求めらる。

二 平成二十二年十二月二十日の新任検事辞令交付式における仙谷法務大臣訓示において「検察が国民に信頼される存在であることが不可欠ですが、残念ながら、現在の検察に対する国民の目は極めて厳しいものがあります」、平成二十三年一月十七日の大臣就任に当たつての江田法務大臣訓示では「法務、検察に対する国民からの信頼は著しく損なわれたと言わざるを得ません」、平成二十三年九月五日の大臣就任に当たつての平岡法務大臣訓示では「私自身、この3つの分野についてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。まず一つは、法務行政の信頼を取り戻していくこと、これが第一点であります。」、平成二十四年六月四日の滝法務大臣官邸記者会見では「本日、総理が会見で大臣に期待されることとしまして、

検察の信頼回復を図ることが大事な役割を担うと発言されました。」、最高検察庁ホームページの検事総長の紹介において小津博司検事総長は「検察に対する国民の信頼が回復されるよう、全力で取り組んでまいります」と各々述べられていると承知するが、確認を求める。

三 一般論として検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に対処されているのであれば、法務、検察に対する国民からの信頼が著しく損なわれることはないと承知するが、なぜ法務、検察に対する国民からの信頼が著しく損なわれたのか可能な限り説明されたい。

四 検察当局は、一般論として常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に対処している旨答弁がなされていると承知するが、検察当局における一般論とはいかなる論か説明を求める。

五 平成二十四年十二月二十七日の大臣就任に当たった谷垣法務大臣訓示において「今回、三年三か月ぶりに自民党に政権が戻りまして、安倍総理から、何か仕事を引き受けてほしいという要請がありましたときに、私は、法務大臣ならお引き受けすることができるというお答えをいたしました。そのように申し上げます。昔、法務大臣をなさった後藤田正晴先生に、あるお話を伺ったことがあったからでございます。そのときに、後藤田先生からは、「谷垣君。結局、国家というのは、四つなんだ。つまり、財政を

扱う大蔵。外交を扱う外務。教育を扱う文部。それから法の支配をきちつとする法務。この四つが内閣の要である。」というお話を承りました。これは、後藤田先生の国家観が反映されていて、どなたもがそうおっしゃるかどうかわかりませんが、国の機構の中には、そのときそのときの重要な仕事がいとも発生しますから、そのときどきで大事な仕事があることは言うまでもありませんが、私も後藤田先生がおっしゃるように、この法務行政の分野というのは、国の一番基本的なところを担っている、そういう組織であるという思いを持っておりました。私自身が法律家としてスタートしたという遠い昔の話がございしますが、そういう思いで皆さんの仕事を見てきたわけです。そういうことで、今回、国家の一番基礎的な仕事を担っておられる皆さんと御一緒に仕事ができることになったということは、大変うれしいことでして、欣喜雀躍という少し古い言葉ですが、張り切っているわけです。」と述べられているが、法務省としてこの大臣訓辞をどのように受け止めているか、また大臣の気持ちに伝える姿勢を説明されたい。

六 平成二十三年一月十七日の大臣就任に当たつての江田法務大臣訓示において、「法務、検察に対する国民からの信頼は著しく損なわれたと言わざるを得ません。その信頼を回復するため、これまで省を挙げて取り組み、最高検の検証報告書も出され、検察の在り方検討会議の議論も進んでいます。私はこの際、断

固とした決意で検察の改革を進め、必ず信頼を取り戻してまいります。そして皆さんには、このようなときだからこそ、愚直に仕事をしていただきたい。つまり法令や服務規律を遵守しつつ、常に国民の目線に立ち、法務行政をしつかりと前進させるといふ、これを肝に銘じてもらいたい。また、法は単に厳格なだけではなく、温かい血の通ったものでもありません。法の優しさも同時に追求していくということにも留意してもらいたいと思います。」と述べられているが、この江田大臣の訓示に対する法務大臣の見解は如何に。及び「また、法は単に厳格なだけではなく、温かい血の通ったものでもありません。法の優しさも同時に追求していくということにも留意してもらいたいと思います。」の箇所に対する法務省の見解は如何に。

七 平成二十四年六月十九日参議院法務委員会において小川敏夫委員より「私は、検察というもの、これは国の柱、社会の柱だと思ふんです。正しい社会を構成する骨格だと思ふんです。だから、法務・検察は絶対に正しくなくてはいけないし、いやしくも証拠物を改ざんするとか、うその捜査報告書を作成して裁判所に提出する、あるいは検察審査会に提出するということがあっては絶対にならない。検察の信頼を取り戻すためには、私は事実を全て明らかにして、その責任の所在も明らかにして、原因も明らかにして、そ

して出直すことが最も必要だというふうに思っておりますが。」との発言に異論はないか法務大臣の見解は如何に。

右質問する。